平成18年５月29日

株　主　各　位

東京都江東区豊洲三丁目３番３号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表取締役社長　浜　口　友　一

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

後記参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権の行使〕

議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイト(http://www.webdk.net)にアクセスしていただき、後記参考書類又は議決権行使サイトに掲載しております参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。なお、インターネットにより議決権の行使をされる前に、後記58頁から60頁までの内容をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成18年６月22日（木曜日）午前10時

２．場　　所　東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテル　イースト21東京
１階　イースト21ホール
(末尾のご案内図をご参照ください)

３．会議の目的事項

報 告 事 項　１　第18期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２　第18期（平成17年４月１日から平成18年３月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決 議 事 項

第１号議案　第18期利益処分案承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(44頁から52頁まで）に記載のとおりであります。

第３号議案　監査役２名選任の件

第４号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈及び退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第５号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営　業　報　告　書

（平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで）

Ⅰ．営業の概況

１．企業集団の営業の経過及び成果

(1) 営業全般の状況

当期における我が国の経済は、企業収益が改善し、設備投資も増加するなど、景気は着実に回復しております。

情報サービス産業においては、ベンダー間の競争が激しく、また、お客様によるＲＯＩ重視の姿勢は依然強いものの、コンピュータシステムの信頼性確保に関するニーズの高まり、企業業績の回復に伴う堅調な設備投資により、情報サービス産業市場は緩やかな伸びが期待されております。

【経営施策の取組状況】

このような状況のもと、当社グループは、お客様満足度No.１のカスタマーバリューを提供できる企業グループを目指し、「基礎体力の向上に向けた施策」として「営業力強化」、「ＳＩ競争力強化」及び「積極的な新商品・サービスの創造」の３施策と、これらを支える「販売管理費の効率的な活用」及び「人財が育つ環境づくり」の２施策を推進いたしました。

さらに、「成長施策」として、法人分野等における営業・開発パワーの増強、先進的ソリューション・サービスの開発及び次世代基幹システム構築基盤の開発・整備について取組を進めました。

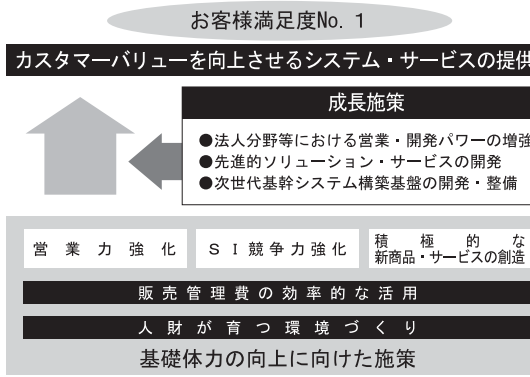

(基礎体力の向上に向けた施策の主な取組)

「営業力強化」については、お客様満足度調査の結果を踏まえ、ＣＲ（お客様営業責任者）が中心となって営業プロセス等の改善活動を進めることにより、お客様満足度の向上に努めました。さらに、全社的なお客様志向の醸成とその徹底、お客様からのご要望やクレーム等の一元的な集約、営業人材の育成、営業の文化・意識改革の促進等を行う営業企画室を設置いたしました。

「ＳＩ競争力強化」については、システム開発を効率的に進めるため、プロセスの改善・安定化、業務ノウハウの蓄積及び方式・プラットフォーム技術(注)の整備を図りました。具体的な取組としては、プロジェクト管理に関する国際的な資格であるプロジェクト・マネジメント・プロフェッショナル（ＰＭＰ)の取得を推進した結果、新たに約900名の社員が取得し、合計で2,300名を超えました。また、生産性を向上させるため、システム開発に係る方法論等の技術的な側面、システム開発に係るプロセスの側面及びソフトウェア工学に精通した人材を育成する側面から取り組む組織として、ソフトウェア工学推進センタを設置いたしました。

「積極的な新商品・サービスの創造」については、ビジネスイノベーション本部を中心に、お客様ニーズを先取りした新商品・サービスに関するビジネスアイデアを社内から募り、新規ビジネスを立ち上げました。具体的には、日本語のテキストを意味のレベルで分析し、文章の分類や要約を行うソフトウェア「なずき」の販売を開始するとともに、バスの位置情報や走行速度に合わせて乗客にガイダンスを行う「バーチャルバスガイドシステム」のサービスを開始いたしました。

「販売管理費の効率的な活用」については、管理部門における業務の見直し及び要員の再配置を含めた効率化を実施するとともに、オフィスビルの集約による経費削減に向けた取組を推進いたしました。また、販売費、研究開発費についても選択と集中による効率化に取り組んでおります。

「人財が育つ環境づくり」については、「ＩＴ業界における社員満足度No.１」を目指し、人材リソースの最適な配置及び能力開発の充実に努めるとともに、評価制度及び処遇制度の見直しを進めました。その一環として、「管理者コミット制」、「管理者360度観察」の２つの施策を導入し、管理者のマネジメント力・コミュニケーション能力の向上などに取り組みました。

(注)　方式・プラットフォーム技術
　　システムを構成するハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク等の最適な組合せをお客様のニーズに合わせて設計する技術をいいます。

(成長施策の主な取組)

法人分野等における営業・開発パワーの増強については、業務ノウハウやコンサルティングスキルを備えた約200名の人材を当社及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・システムデザインで採用いたしました。

先進的ソリューション・サービスの開発については、製造業では世界で初めて積層読み取り機能ＲＦＩＤタグ(注)を採用した金型在庫管理システムを日産自動車株式会社と共同で開発いたしました。また、東京女子医科大学及びオーダーメイド創薬株式会社との間で、個人の遺伝子の型に応じたオーダーメイド医療の研究を進め、試験運用を開始いたしました。

次世代基幹システム構築基盤の開発・整備については、メインフレーム並みの高性能・高品質なサービスをオープンシステムで実現するため、ベンダー各社の製品の相違点を補完するミドルウェア「PORTOMICS」を完成いたしました。また、Linux上で動くシステムトラブルの原因を迅速に究明するためのツール「Linaccident」の試行運用を開始いたしました。さらに、複数のコンピュータを一つのコンピュータのように運用管理できるオープンソースソフトウェア「Hinemos」を公開するなど、システムの開発から運用までをオープンソースソフトウェアで行う基盤を整備いたしました。

(注) ＲＦＩＤタグ（Radio Frequency IDentification）
半導体のメモリ内に格納されたＩＤ情報を無線を介してやりとりする技術をいいます。商品に貼付し、識別するためのタグとして利用する場合、ＲＦＩＤタグあるいは無線ＩＣタグと呼ばれております。

【事業活動の取組状況】

以上の取組を通じて、新規システムの受注・サービス開始に向けた積極的な営業活動及び効率的なシステム開発を推進するとともに、提供中のシステムについては、引き続き安定したサービスの提供に努めました。

公共分野では、郵便貯金ＩＣカードの発行管理等の業務及び特許庁総合運用管理サービスを受注するとともに、全国の自治体で初めて、官庁会計のルールに基づき情報を入力すると民間企業と同様の財務諸表を作成できる東京都財務会計システムのサービスを開始いたしました。

金融分野では、株式会社横浜銀行、株式会社ほくほくフィナンシャルグループの株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行との間で、預金・為替・融資・外為等の業務処理機能及び外部センターとの接続機能等を有する次期システムの共同利用に関する基本契約を締結いたしました。また、金融機関向けの共同利用型システムである「地銀共同センター」に、新たに株式会社青森銀行が参加することになりました。

法人分野では、日本電気株式会社とともに株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供するＦＯＭＡ向けモバイルインターネット接続サービス「mopera U」を円滑に動作させるためのシステム「MAPS」を構築いたしました。また、製造業向けに設計・開発から生産・アフターサービスまでを一元管理するシステム等を提供することを目的として、ＣＡＤ／ＣＡＭ（コンピュータによる設計･製造）といった製造業の設計･開発分野に係るシステム開発の実績を有する日立造船情報システム株式会社の経営権を取得いたしました。

さらに、グローバルに展開する日本企業に対する戦略的コンサルティングからシステム開発・運用までのサービスを提供することを目的として、欧州最大のＩＴ企業として世界各国で事業展開しているCap Gemini S.A.とグローバル分野で提携し、Cap Gemini S.A.の日本法人である日本キャップジェミニ株式会社の経営権を取得するとともに、北米において上流コンサルティングを含むＥＲＰ(注)プロジェクトの実績を有するThe Revere Group, Limitedの経営権を取得いたしました。

(注)　ＥＲＰ（Enterprise Resource Planning）
経理、人事及び販売等の基幹業務に必要な情報を効率的に処理する統合基幹業務システムをいいます。

【その他の取組状況】

このほか、経営改革については、役員及び社員が自らの行動を改革することを目的として、企業理念及びグループビジョン等を制定するとともに、取締役員数を24名から７名に減員し、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置いたしました。

また、情報セキュリティに関する取組を強化するため、ＵＳＢメモリ等の小型可搬媒体の使用を原則として禁止するなどの措置を講じました。

なお、当社コンピュータセンターからローンカードの取引記録が不正に持ち出された事件を受け、社長を本部長とするセキュリティ強化特別対策本部を設置し、運用管理体制の強化と相互牽制の実施、承認行為の厳格化及び運用責任者に対するプロジェクト間の相互監査等の対策を実施いたしました。

以上の結果、当期における当社グループの連結業績については、売上高は907,281百万円（前期比6.2%増)、経常利益は42,016百万円（前期比30.7%増)、当期純利益は28,190百万円（前期比40.2%増）となりました。

また、当期における当社の業績については、売上高は757,585百万円（前期比2.6%増)、経常利益は34,162百万円（前期比41.4%増)、当期純利益は25,314百万円（前期比44.8%増）となりました。

(2) 事業別の状況

営業の状況を事業別に見ますと、次のとおりです。

【システムインテグレーション事業】

お客様の個別ニーズに合わせて、データ通信システムを開発し、その販売、賃貸、サービスの提供等を行うシステムインテグレーション事業については、金融機関向けアウトソーシング売上の増加や連結子法人等が拡大したこと等により売上は増加いたしました。

この結果、売上高は720,078百万円（前期比4.4％増）となりました。

【ネットワークシステムサービス事業】

市場のニーズに合わせ、インターネットに代表されるコンピュータネットワークを基盤として、種々の情報提供、情報処理等のサービスを提供するネットワークシステムサービス事業については、「ＣＡＦＩＳ」等が堅調に推移したこと等により売上は増加いたしました。

この結果、売上高は62,157百万円（前期比9.8％増）となりました。

【その他の事業】

お客様の経営上の問題点に係る調査及び分析、データ通信システムの在り方に係る企画及び提案、メンテナンス及びファシリティマネジメント等を行うその他の事業については、連結子法人等が拡大したことや、保守・運用ビジネスが堅調に推移したこと等により売上は増加いたしました。

この結果、売上高は210,797百万円（前期比13.0％増）となりました。

項　目	売上高（百万円）								
	第15期(平成14年度)		第16期(平成15年度)		第17期(平成16年度)		第18期(平成17年度)		
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	増減率(%)
システムインテグレーション事業	671,256	(74.1)	685,454	(74.4)	689,846	(73.9)	720,078	(72.5)	4.4
ネットワークシステムサービス事業	60,261	(6.7)	57,793	(6.3)	56,611	(6.1)	62,157	(6.3)	9.8
その他の事業	173,882	(19.2)	177,721	(19.3)	186,502	(20.0)	210,797	(21.2)	13.0
計	905,400	(100.0)	920,968	(100.0)	932,960	(100.0)	993,033	(100.0)	6.4
消去又は全社	(73,291)	—	(74,263)	—	(78,806)	—	(85,752)	—	△8.8
合　計	832,109	—	846,705	—	854,153	—	907,281	—	6.2

(参考) 当社の事業別売上高

項　目	売上高（百万円）								
	第15期(平成14年度)		第16期(平成15年度)		第17期(平成16年度)		第18期(平成17年度)		
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	増減率(%)
システムインテグレーション事業	611,314	(78.3)	576,537	(76.8)	555,233	(75.2)	560,734	(74.0)	1.0
ネットワークシステムサービス事業	54,315	(7.0)	54,272	(7.2)	53,139	(7.2)	55,252	(7.3)	4.0
その他の事業	115,022	(14.7)	119,893	(16.0)	129,868	(17.6)	141,597	(18.7)	9.0
合　計	780,652	(100.0)	750,703	(100.0)	738,241	(100.0)	757,585	(100.0)	2.6

２．企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

（百万円、ただし、１株当たり当期純利益については円）

期別 / 項目	第15期 (平成14年度)	第16期 (平成15年度)	第17期 (平成16年度)	第18期 (平成17年度)
売上高	832,109	846,705	854,153	907,281
経常利益	47,315	49,638	32,144	42,016
当期純利益	28,562	26,956	20,110	28,190
１株当たり当期純利益	10,151	9,578	7,139	10,024
総資産	1,118,400	1,065,549	1,038,571	1,056,336
純資産	435,714	458,846	473,981	495,703

(注１)　当社は第17期から旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第15期および第16期の各期の数値につきましては証券取引法に基づく監査を受けた連結財務諸表に基づくものであります。

(注２)　１株当たり当期純利益については、期中平均株式数により算出しております。

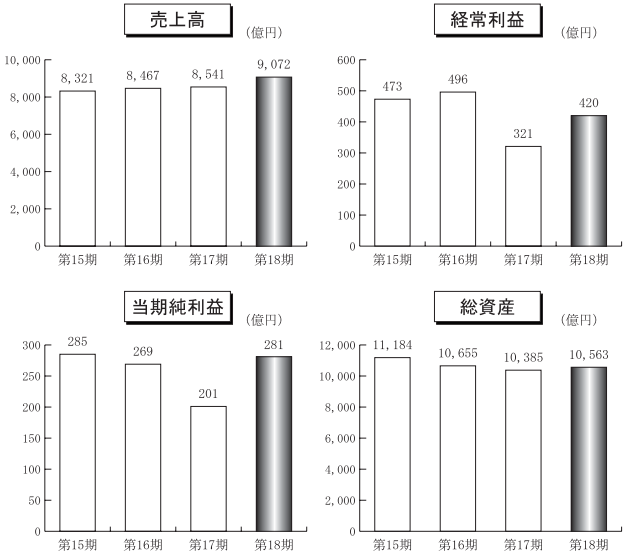

(2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

（百万円、ただし、１株当たり当期純利益については円）

期別 / 項目	第15期 (平成14年度)	第16期 (平成15年度)	第17期 (平成16年度)	第18期 (平成17年度)
売上高	780,652	750,703	738,241	757,585
経常利益	44,358	40,361	24,154	34,162
当期純利益	24,074	23,219	17,485	25,314
１株当たり当期純利益	8,551	8,246	6,203	8,998
総資産	1,094,657	1,034,363	966,041	972,577
純資産	427,696	445,984	458,533	477,775

(注) １株当たり当期純利益については、期中平均株式数により算出しております。

３．企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、ほぼ前年度並みの水準の112,145百万円（前期比1.2%増）となりました。

また、主な事業別の設備投資額は、次のとおりです。

項　目	設備投資額（百万円）								
	第15期(平成14年度)		第16期(平成15年度)		第17期(平成16年度)		第18期(平成17年度)		
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	増減率(%)
システムインテグレーション事業	148,975	(87.1)	121,190	(81.4)	88,847	(80.2)	85,337	(76.1)	△4.0
ネットワークシステムサービス事業	6,414	(3.8)	6,800	(4.6)	8,941	(8.1)	12,318	(11.0)	37.8
その他の事業等	15,626	(9.1)	20,931	(14.0)	13,031	(11.7)	14,489	(12.9)	11.2
合　計	171,016	(100.0)	148,922	(100.0)	110,820	(100.0)	112,145	(100.0)	1.2

(参考) 当社の事業別設備投資の状況

項　目	設備投資額（百万円）								
	第15期(平成14年度)		第16期(平成15年度)		第17期(平成16年度)		第18期(平成17年度)		
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	増減率(%)
システムインテグレーション事業	150,965	(87.3)	121,902	(81.9)	88,793	(80.5)	82,263	(75.9)	△7.4
ネットワークシステムサービス事業	6,729	(3.9)	6,749	(4.5)	8,934	(8.1)	12,318	(11.4)	37.9
その他の事業等	15,252	(8.8)	20,250	(13.6)	12,608	(11.4)	13,783	(12.7)	9.3
合　計	172,947	(100.0)	148,902	(100.0)	110,336	(100.0)	108,365	(100.0)	△1.8

４．企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、社債発行及び長期借入金等による資金調達は実施しておりません。

５．企業集団の技術開発の状況

ソフトウェアの生産性を向上させ、ＳＩ競争力を強化するとともに、ユビキタス(注1)ネットワーク社会を実現することを目的として、以下の研究開発を実施いたしました。

【ソフトウェア工学】

ソフトウェア開発の品質向上と効率化及び試験工程の自動化に関する研究を行いました。また、バランススコアカード(注2)を応用したＩＴ投資の有効性の検討並びに個別プロジェクトの事例検証を実施いたしました。さらに、システム利用者の快適な操作環境の実現に関する研究を行いました。

【情報分析プラットフォーム】

蓄積されたデータを分析し、ビジネスの課題を解決する手順及びツールを開発いたしました。また、特許文書を構造化し、視覚的にわかりやすく表示できる技術を開発いたしました。さらに、九州大学との共同開発により、「生活習慣病リスク予測システム(ひさやま元気予報)」(注3)を２年間にわたって運用実験いたしました。

【ユビキタスプラットフォーム】

ユビキタスネットワーク社会の早期実現に向けて、ＲＦＩＤタグ(注4)等を使った電子商取引の共通基盤「ＩＤコマース基盤」を、富士通株式会社、日本電気株式会社及び株式会社日立製作所と共同で検討いたしました。また、ユビキタスネットワーク環境に対応した次世代インテリジェントオフィスの中核となるプレゼンスサーバ(注5)並びにオフィス及びコールセンターにおける業務の生産性を飛躍的に向上させるＶｏＩＰ(注6)システムを開発いたしました。

【セキュアサービスプラットフォーム】

国際標準化委員会「ＩＳＯ／ＩＥＣ　ＪＴＣ１／ＳＣ３７」に参画し、ＩＣカードと生体認証技術(バイオメトリクス）を組み合わせた、より安全性の高い認証システムの標準仕様を策定いたしました。

また、暗号技術の危殆化(注7)対策に関する研究を行いました。

【提言活動】

社団法人日本経済団体連合会情報通信委員会が主催する情報セキュリティに関する米国調査使節団に参加いたしました。また、同委員会において、企業のセキュリティ対策は経営者の経営責任・社会的責任の一部であることを提言するとともに、社団法人日本経済団体連合会が米国の産業団体等と意見交換を継続することを提案いたしました。

(注1)ユビキタス

生活や社会のいたるところにコンピュータが存在し、コンピュータ同士が連携して動作することにより、人間の生活を便利で豊かなものにする環境をいいます。

(注2)バランススコアカード

企業のビジョン及び戦略を、財務、顧客、業務プロセス及び学習と成長の視点から具体的な対策として明確にし、市場の変化等に合わせながら柔軟に展開していく手法をいいます。

(注3)ひさやま元気予報

個人の健康診断の結果から糖尿病などの生活習慣病の発症率を予測し、医師等が行う生活習慣に関するアドバイスを支援するシステムで、福岡県久山町で約40年間行われてきた疫学調査を基盤として開発し、久山町が開催する健康相談会のツールとして活用されております。

(注4)ＲＦＩＤタグ（Radio Frequency IDentification）

半導体のメモリ内に格納されたＩＤ情報を無線を介してやりとりする技術をいいます。商品に貼付し、識別するためのタグとして利用する場合、ＲＦＩＤタグあるいは無線ＩＣタグと呼ばれております。

(注5)プレゼンスサーバ

ＲＦＩＤ、携帯電話、ＰＣ、各種センサーなどの機器が取得した人や物の情報を管理するサーバをいいます。

(注6)ＶｏＩＰ（Voice over Internet Protocol）

従来の電話と同じようにインターネット上でも音声データをやりとりする技術をいいます。

(注7)暗号技術の危殆化

現在は暗号技術でセキュリティが保たれているシステムが、暗号解読技術の進歩等によって安全性を脅かされる状態になることをいいます。

６．企業集団の対処すべき課題

今後の我が国の経済情勢を展望いたしますと、企業収益の改善等を背景に、景気は着実に回復を続けることが予想され、情報サービス産業は、コンピュータシステムの信頼性確保に関するニーズの高まり等により、引き続き緩やかな伸びが期待されます。

当社グループは、これまで中央省庁、金融機関等をお客様とする社会基盤的なシステムを中心に事業を展開してまいりました。その結果、当社グループの売上は、特定の大規模システムに依存し、公共分野、金融分野の占める割合が高くなっております。このような中、公共分野を中心に電子政府構築計画により、一時的に売上が増加する可能性もありますが、お客様のコストとシステム導入効果に対する見方が厳しさを増しているほか、ダウンサイジングの影響等により価格が低下傾向にあり、中長期的には、一部システムの売上は減少すると見ております。今後は、更なる成長に向け、ＩＴ市場の拡大に伴い市場の広がりが期待できる法人分野の顧客基盤を拡大し、事業構造の転換を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ．会社の概況（平成18年３月31日現在）

１．企業集団の主要な事業内容

(1) 電気通信事業
(2) データ通信システムの開発及び保守の受託、販売並びに賃貸
(3) データ通信システムに係るソフトウェア又は装置の開発及び保守の受託、販売並びに賃貸
(4) データ通信システムに係る建設工事並びにその他の建築工事及び設備工事の請負
(5) インターネット、ケーブルテレビ、通信衛星等のネットワークを利用した情報処理、情報仲介及び情報提供業務並びに商取引及び決済処理業務
(6) マルチメディア関連の音声、映像、データ等のコンテンツの制作及び販売
(7) 経理事務、給与計算、各種保険手続等企業の各種事務処理の代行
(8) 著作権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
(9) 広告宣伝に係る広告媒体の開発及び販売並びに広告代理店業
(10)不動産の賃貸、仲介、保有及び管理
(11)労働者派遣事業
(12)損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
(13)前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティングの受託

なお、事業毎の内容は、次のとおりです。

項　目	内　容
システムインテグレーション事業	お客様の個別ニーズに合わせて、データ通信システムを開発し、その販売、賃貸、サービスの提供等を行う事業です。
ネットワークシステムサービス事業	市場のニーズに合わせて、インターネットに代表されるコンピュータネットワークを基盤として、種々の情報提供、情報処理等のサービスを提供する事業です。
その他の事業	お客様の経営上の問題点に係る調査及び分析、データ通信システムの在り方に係る企画及び提案、メンテナンス及びファシリティマネジメント等を行う事業です。

２．企業集団の主要拠点等

(1) 当社の主な事業所

本　　社：東京都江東区豊洲三丁目３番３号

事業本部等：第一公共システム事業本部(東　京)
第二公共システム事業本部(東　京)
第三公共システム事業本部(神奈川)
第四公共システム事業本部(東　京)
金融システム事業本部(東　京)
金融ビジネス事業本部(東　京)
リージョナルバンキングシステム事業本部(東　京)
コミュニティバンキングシステム事業本部(東　京)
決済ソリューション事業本部(東　京)
法人システム事業本部(東　京)
製造･流通ビジネス事業本部(東　京)
法人ビジネス事業本部(東　京)
ビジネスソリューション事業本部(東　京)
基盤システム事業本部(東　京)
ビジネスイノベーション本部(東　京)
国際事業推進本部(東　京)
北海道営業支店(北海道)
東北営業支店(宮　城)
東海営業支店(愛　知)
西日本営業支店(大　阪)
中国営業支店(広　島)
九州営業支店(福　岡)

(注)　平成18年３月31日付で、北海道営業支店、東北営業支店、東海営業支店、西日本営業支店、中国営業支店及び九州営業支店を廃止いたしました。

(2) 重要な子法人等の主な事業所

「５．企業結合の状況」の「(2) 重要な子法人等の状況」に記載の所在地のとおりです。

３．企業集団の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)
21,308	2,588

(注) 従業員数については、当社グループからの出向者を含めず、当社グループへの出向者を含めて記載しております。

(参考) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)
7,980	360	36.1	12.9

(注１) 従業員数については、当社からの出向者を含めず、当社への出向者を含めて記載しております。

(注２) 従業員に関する平均勤続年数の算定にあたり、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社等から転籍した社員については、同社における勤続年数を加算しております。

４．株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数　11,220,000株

(2) 発行済株式の総数　2,805,000株

(3) 株　主　数　162,312名

(4) 大 株 主

株主名	持株数(株)	議決権比率(%)	当社の当該株主への出資の状況	
			持株数(株)	出資比率(%)
日本電信電話株式会社	1,520,010	54.19	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	103,210	3.68	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	87,069	3.10	—	—
三菱UFJ信託銀行株式会社(信託口)	23,461	0.84	—	—
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド(ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社)	22,090	0.79	—	—
チェースマンハッタンバンクジーティーエスクライアンツアカウントエスクロウ(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	21,502	0.77	—	—
カリヨン ディーエムエイオーティシー(常任代理人 カリヨン証券会社東京支店 業務部)	20,203	0.72	—	—
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	18,018	0.64	—	—
NTTデータ社員持株会	16,339	0.58	—	—
モルガンホワイトフライヤーズエキュイティディリヴェイティヴ(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	16,297	0.58	—	—

５．企業結合の状況

(1) 親会社との関係

当社の親会社は、日本電信電話株式会社で、同社は当社の株式を1,520,010株（議決権比率54.19%）保有しております。

なお、当社と日本電信電話株式会社との営業上の取引は、同社の基盤的研究開発及びグループ運営に関する当社への役務及び便益等があります。

(2) 重要な子法人等の状況

会　社　名	資本金	議決権の所有割合	所在地	主要な事業内容
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道	百万円 100	100.0%	札幌市中央区	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北	百万円 100	100.0%	仙台市宮城野区	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越	百万円 100	100.0%	長野県長野市	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海	百万円 200	99.8%	名古屋市中区	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸	百万円 100	100.0%	石川県金沢市	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	百万円 400	99.7%	大阪市北区	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国	百万円 100	100.0%	広島市南区	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国	百万円 100	100.0%	愛媛県松山市	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州	百万円 100	100.0%	福岡市博多区	システム設計・開発・販売
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・システムズ	百万円 800	75.0%	東京都品川区	システム販売
エヌ・ティ・ティ・データ・システム技術株式会社	百万円 200	75.0%	東京都中央区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・システムサービス	百万円 70	65.0%	東京都武蔵野市	システム設計・開発
エヌ・ティ・ティ・データ・テクノロジ株式会社	百万円 100	100.0%	東京都港区	システム設計・開発

会　社　名	資本金	議決権の所有割合	所在地	主要な事業内容
エヌ・ティ・ティ・データ・クリエイション株式会社	百万円 100	80.0%	東京都 千代田区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	百万円 450	100.0%	東京都 渋谷区	コンサルティング
エヌ・ティ・ティ・データ・マネジメント・サービス株式会社	百万円 100	100.0%	東京都 江東区	総務業務代行
エヌ・ティ・ティ・データ・フィナンシャル株式会社	百万円 200	74.0%	東京都 中央区	金融情報提供
エヌ・ティ・ティ・データ東京エス・エム・エス株式会社	百万円 100	100.0%	東京都 中央区	システム運用
エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社	百万円 2,000	100.0%	東京都 中央区	システム運用・保守
エヌ・ティ・ティ・データ・ソリューション株式会社	百万円 100	100.0%	東京都 千代田区	システム設計・開発
エヌ・ティ・ティ・データ・ネッツ株式会社	百万円 100	100.0%	東京都 港区	システム設計・開発
エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社 (注1)	百万円 100	100.0%	東京都 中央区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・サイエンス (注2)	百万円 134	68.0%	東京都 品川区	システム設計・開発
エヌ・ティ・ティ・データ・セキュリティ株式会社	百万円 300	100.0%	東京都 港区	セキュリティサービス
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート	百万円 120	74.5%	東京都 港区	パッケージソフト販売
NTT DATA INTERNATIONAL L.L.C.	千米ドル 35,110	100.0%	アメリカ ニューヨーク	マーケティング・セールス
M.I.S.I.Co.,Ltd.	千米ドル 356	100.0% (100.0%)	アメリカ ニューヨーク	人材派遣・紹介及びシステム設計・開発
The Revere Group, Limited	千米ドル 181	60.2% (60.2%)	アメリカ イリノイ	コンサルティング及びシステム設計・開発
エヌ・ティ・ティ・データ・フィット株式会社	百万円 100	100.0%	東京都 千代田区	システム設計・開発
エヌ・ティ・ティ・データ・フォース株式会社	百万円 285	100.0%	横浜市 港北区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・コミュニティ・プロデュース	百万円 200	95.0%	東京都 港区	コンサルティング
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ユニバーシティ	百万円 100	100.0%	東京都 目黒区	教育・研修サービス
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・スリーシー	百万円 100	70.0% (10.0%)	東京都 新宿区	コンタクトセンター事業
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブ	百万円 100	80.1%	東京都 渋谷区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ三洋システム (注3、7)	百万円 586	50.0%	大阪府 守口市	システム設計・開発

会　社　名	資本金	議決権の所有割合	所在地	主要な事業内容
日本カードプロセシング株式会社	百万円 2,675	71.5%	東京都 中央区	クレジットカード業務に係る各種サービス
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティア	百万円 280	52.5%	東京都 港区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ビジネスブレインズ	百万円 70	70.0%	東京都 港区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・アイテック	百万円 90	60.0%	千葉市 美浜区	ソフトウェア開発・保守
エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社	百万円 80	95.0%	東京都 千代田区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズ (注4)	百万円 100	60.0%	大阪市 北区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ベルSCMソリューションズ	百万円 100	51.0%	東京都 港区	システム設計・開発
株式会社スミス	百万円 94	86.4%	東京都 豊島区	システム設計・開発
ザカティーコンサルティング株式会社 (注5)	百万円 94	95.0%	東京都 港区	コンサルティング
株式会社アイザック (注4)	百万円 20	60.0%	東京都 渋谷区	システム設計・開発
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・エンジニアリングシステムズ (注6)	百万円 1,691	100.0%	東京都 大田区	システム設計・開発・販売
株式会社メインテック	百万円 100	100.0% (100.0%)	東京都 江東区	システム運用・保守
株式会社コメット情報	百万円 50	100.0% (100.0%)	大阪市 此花区	システム設計・開発
その他45社	—	—	—	—

(注１)　エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社は、平成18年３月27日に当社子法人等の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ポケットを合併しております。

(注２)　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・サイエンスは、平成18年４月１日に当社子法人等の関西データサイエンス株式会社を合併しております。

(注３)　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ三洋システムは、平成18年４月３日に当社子法人等の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・アウラを設立しております。

(注４)　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズは、平成18年４月１日に株式会社アイザックを合併しております。

(注５)　ザカティーコンサルティング株式会社は、平成17年10月１日に日本キャップジェミニ株式会社から商号を変更しております。

(注６)　株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・エンジニアリングシステムズは、平成18年３月28日に日立造船情報システム株式会社から商号を変更しております。

(注７) 旧商法上の子会社ではありませんが、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める連結子会社です。
(注８) 議決権所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数です。
(注９) 従来は、全ての連結子法人等を記載しておりましたが、当期より全ての子法人等を連結したことに伴い、新たに整理しなおした内容で記載しております。

(3) 企業結合の成果

「Ⅰ．営業の概況　1．企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりです。

６．主要な借入先

借　入　先	借入金残高(百万円)	借入先が有する当社の株式	
		持株数(株)	議決権比率(%)
明治安田生命保険相互会社	4,000	―	―
住友生命保険相互会社	3,000	―	―
住友信託銀行株式会社	3,000	―	―
農林中央金庫	3,000	―	―
第一生命保険相互会社	1,500	―	―
日本生命保険相互会社	1,500	12,089	0.43

７．当社の取締役及び監査役

地　　位	氏　　名	担当・主な職業
代表取締役社長	浜　口　友　一	
代表取締役副社長執行役員	山　下　　徹	公共分野担当、技術統括担当
代表取締役副社長執行役員	小　南　俊　一	金融分野担当、営業統括担当
代表取締役常務執行役員	宇　治　則　孝	法人分野担当、セキュリティ戦略担当
取締役常務執行役員	井　上　裕　生	総務部長、財務統括担当、リスク管理統括担当、コーポレート・ガバナンス担当
取締役執行役員	榎　本　　隆	経営企画部長、国際事業推進本部長兼務、グループ事業推進部長兼務
取締役	島　田　　明	日本電信電話株式会社第一部門担当部長
常勤監査役	松　本　利太郎	
常勤監査役	芳　賀　光　雄	
常勤監査役	若　山　　彰	
監査役	本　合　　紘	

(注１)　取締役のうち島田明氏は、旧商法第188条第２項第７号ノ２に定める社外取締役です。

(注２)　監査役のうち松本利太郎、芳賀光雄及び本合紘の３氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第１項に定める社外監査役です。

(注３)　当期中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりです。

退任時の地位	氏　　名	退任年月日
代表取締役副社長執行役員	中　村　直　司	平成17年６月23日
代表取締役副社長執行役員	小　出　寛　治	平成17年６月23日
代表取締役副社長執行役員	品　川　萬　里	平成17年６月23日
取締役常務執行役員	牧　谷　嘉　孝	平成17年６月23日
取締役常務執行役員	谷　口　正　作	平成17年６月23日
取締役執行役員	鈴　木　義　伯	平成17年６月23日
取締役執行役員	澤　　源太郎	平成17年６月23日
取締役執行役員	重　木　昭　信	平成17年６月23日
取締役執行役員	村　松　充　雄	平成17年６月23日
取締役執行役員	和　田　賢太郎	平成17年６月23日

退任時の地位	氏　名	退任年月日
取締役執行役員	山田伸一	平成17年６月23日
取締役執行役員	海野　忍	平成17年６月23日
取締役執行役員	寺嶋健二	平成17年６月23日
取締役執行役員	柳衛寛重	平成17年６月23日
取締役執行役員	岩本敏男	平成17年６月23日
取締役執行役員	荒田和之	平成17年６月23日
取締役相談役	青木利晴	平成17年６月23日
取締役	山村雅之	平成17年６月23日
監査役	藤井友位	平成17年６月23日

(注４)　平成18年４月１日をもちまして、次のとおり担当を変更いたしました。

（下線：平成18年４月１日付の変更部分）

地　位	氏　名	担当・主な職業
取締役 常務執行役員	井上裕生	総務部長、財務統括担当、リスク管理統括担当、コーポレート・ガバナンス担当、内部考査担当

８．会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　155百万円

(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額　155百万円

(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額　72百万円

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(3)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

Ⅲ．決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	333,372	流動負債	228,739
現金及び預金	86,243	買掛金	76,857
受取手形及び売掛金	165,436	短期借入金	28,899
たな卸資産	48,097	コマーシャル・ペーパー	15,000
繰延税金資産	11,607	1年以内に返済予定の長期借入金	3,518
その他	22,444	1年以内に償還予定の社債	30,082
貸倒引当金	△ 457	未払法人税等	16,308
固定資産	722,942	その他	58,072
有形固定資産	307,415	固定負債	321,987
データ通信設備	130,060	社債	165,070
建物及び構築物	86,011	長期借入金	29,358
機械装置及び運搬具	11,600	退職給付引当金	121,331
工具器具及び備品	12,386	役員退職慰労金引当金	1,426
土地	48,835	その他	4,800
建設仮勘定	18,520	**負債合計**	**550,726**
無形固定資産	294,217	**少数株主持分**	
ソフトウェア	251,087	少数株主持分	9,907
ソフトウェア仮勘定	29,943	**資本の部**	
その他	13,186	資本金	142,520
投資その他の資産	121,308	資本剰余金	139,300
投資有価証券	26,944	利益剰余金	211,781
繰延税金資産	65,168	その他有価証券評価差額金	2,395
その他	29,947	為替換算調整勘定	△ 293
貸倒引当金	△ 752	**資本合計**	**495,703**
繰延資産	22		
社債発行差金	22		
資産合計	**1,056,336**	**負債、少数株主持分及び資本合計**	**1,056,336**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		907,281
売上原価		682,224
販売費及び一般管理費		178,189
営業利益		46,866
営業外収益		
受取利息	34	
受取配当金	343	
その他	2,900	3,279
営業外費用		
支払利息	3,744	
その他	4,384	8,129
経常利益		42,016
税金等調整前当期純利益		42,016
法人税、住民税及び事業税	23,545	
法人税等調整額	△ 10,851	12,693
少数株主利益		1,131
当期純利益		28,190

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

１．連結の範囲に関する事項

子法人等93社すべてを連結しております。

主要な連結子法人等名は「営業報告書　Ⅱ．会社の概況５．企業結合の状況」に記載のとおりであります。

なお、グループ経営の更なる推進の観点から、当連結会計年度より従来の非連結子法人等及び新たな出資、設立子法人等48社を連結子法人等に含めております。

主要な新規の連結子法人等は、次のとおりであります。

エヌ・ティ・ティ・データ・セキュリティ㈱
The Revere Group, Limited
㈱エヌ・ティ・ティ・データ・コミュニティ・プロデュース
㈱エヌ・ティ・ティ・データ・ベルＳＣＭソリューションズ
㈱スミス
ザカティーコンサルティング㈱（※１）
㈱アイザック（※２）
㈱エヌ・ティ・ティ・データ・エンジニアリングシステムズ
㈱メインテック
㈱コメット情報

（※１）ザカティーコンサルティング㈱は、平成17年10月１日に日本キャップジェミニ㈱から商号変更しております。

（※２）㈱アイザックは、平成18年４月１日に㈱エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズと合併しております。

２．持分法の適用に関する事項

関連会社のうち、㈱エヌ・ティ・ティ　メディアクロス１社に持分法を適用しております。

なお、持分法を適用しておりましたジャパンネットワークシステム㈱については、平成18年３月23日の保有株式売却により関連会社に該当しなくなったため、持分法適用対象から除外しております。

また、持分法を適用しない関連会社については、いずれも連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が乏しい会社であります。

３．連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、国内連結子法人等１社及び在外連結子法人等８社の決算日は12月31日であります。

また、国内連結子法人等１社の決算日は９月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、決算日が12月31日の連結子法人等については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

決算日が９月30日の連結子法人等については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券については、償却原価法によっております。

その他有価証券については、次のとおりです。

イ 時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

仕掛品については、個別法による原価法によっております。

貯蔵品については、主として先入先出法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

無形固定資産（ソフトウェアを除く）については、定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

イ 市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

ロ 自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づく、データ通信サービス用ソフトウェアについては、当該契約に基づく料金支払期間にわたって均等償却しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費については、発行時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、連結計算書類作成会社においては、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、連結子法人等においては一部を除いて簡便法を適用しております。

なお、連結計算書類作成会社における会計基準変更時差異（差益5,975百万円）については、15年定額償却(退職給付費用から控除）を行っております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしております。

（追加情報）

連結計算書類作成会社及び連結子法人等の一部において、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年９月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

当連結会計年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は15,681百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－２項を適用した場合に生じる損益の見込額は17,224百万円であります。

退職給付債務の算定について、簡便法を採用しておりました連結子法人等のうち８社は、当連結会計年度末において原則法へ変更しております。

この変更は、従業員数が一定規模以上で推移し、近年に至り年齢や勤務期間の偏りが解消され、今後も同様の傾向になることが合理的に予測されたことに伴い、原則法による数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られることとなったため行ったものであります。

この変更による退職給付引当金の増加額1,789百万円は、販売費及び一般管理費に計上しております。

③ 役員退職慰労金引当金

連結計算書類作成会社及び連結子法人等の一部は、役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子法人等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。
(6) 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(7) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。
また、金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。
(8) その他
消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しております。

5．連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

6．連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、５年間の均等償却としておりますが、金額が僅少であり重要性が乏しい場合はすべて発生時の損益として処理しております。

・連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

固定資産の減損に係る会計基準
当連結会計年度から、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会　平成14年８月９日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第６号　平成15年10月31日) を適用しております。これによる影響は軽微であります。
なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

・連結貸借対照表注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	513,193百万円
２．担保に供している資産	302百万円
３．社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	80,000百万円

・連結損益計算書注記

１株当たりの当期純利益	10,024円29銭

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月９日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
　取締役会御中

中央青山監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　下　俊　男　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　並　木　健　治　㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の２第３項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第18期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の連結計算書類に係る監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第18期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要
各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し報告を求め、調査いたしました。

２．監査の結果
(1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年５月10日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
監査役会

常勤監査役　松本利太郎　㊞
常勤監査役　芳賀光雄　㊞
常勤監査役　若山彰　㊞
監査役　本合紘　㊞

(注) 監査役のうち松本利太郎、芳賀光雄及び本合紘は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）」第18条第１項に定める社外監査役であります。

貸 借 対 照 表

(平成18年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	282,699	流動負債	209,273
現金及び預金	74,451	買掛金	68,426
受取手形	361	短期借入金	11,600
売掛金	129,976	コマーシャル・ペーパー	15,000
未収入金	15,215	１年以内に償還予定の社債	30,000
仕掛品	35,661	未払金	26,728
貯蔵品	946	未払法人税等	12,393
前払費用	7,195	未払消費税等	902
繰延税金資産	7,132	未払費用	6,702
その他	12,092	前受金	6,581
貸倒引当金	△ 334	その他	30,939
固定資産	689,855	固定負債	285,528
有形固定資産	294,579	社債	165,000
データ通信設備	121,397	長期借入金	10,000
建物	81,755	退職給付引当金	108,269
構築物	2,824	役員退職慰労金引当金	453
機械及び装置	11,438	その他	1,805
車両及び運搬具	1	**負債合計**	**494,802**
工具器具及び備品	9,654	**資本の部**	
土地	48,833	資本金	142,520
建設仮勘定	18,673	資本剰余金	139,300
無形固定資産	250,048	資本準備金	139,300
ソフトウェア	217,836	利益剰余金	193,580
ソフトウェア仮勘定	28,855	利益準備金	2,287
その他	3,356	任意積立金	163,992
投資その他の資産	145,227	プログラム等準備金	2,780
投資有価証券	23,807	特定情報機器特別償却準備金	130
関係会社株式・出資金	41,656	開発研究用設備特別償却準備金	82
敷金及び保証金	21,421	別途積立金	161,000
繰延税金資産	54,955	当期未処分利益	27,299
その他	4,292	その他有価証券評価差額金	2,374
貸倒引当金	△ 905	**資本合計**	**477,775**
繰延資産	22		
社債発行差金	22		
資産合計	**972,577**	**負債・資本合計**	**972,577**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成17年４月１日から
平成18年３月31日まで）

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		757,585
売　　上　　原　　価		580,523
販売費及び一般管理費		140,586
営　　業　　利　　益		36,476
営　　業　　外　　収　　益		
受　　取　　利　　息	68	
そ　　の　　他	4,939	5,008
営　　業　　外　　費　　用		
支払利息及び社債利息	3,024	
そ　　の　　他	4,297	7,322
経　　常　　利　　益		34,162
税引前当期純利益		34,162
法人税、住民税及び事業税	17,662	
法　人　税　等　調　整　額	△　8,813	8,848
当　　期　　純　　利　　益		25,314
前　　期　　繰　　越　　利　　益		6,193
中　　間　　配　　当　　額		4,207
当　　期　　未　　処　　分　　利　　益		27,299

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

・重要な会計方針

1　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法によっております。

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券については、次のとおりです。

①　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

②　時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法による原価法によっております。

貯蔵品については、先入先出法による原価法によっております。

3　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産（ソフトウェアを除く）については、定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は次のとおりです。

①　市場販売目的のソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

②　自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（５年以内）に基づく定額法によっております。

ただし、サービス提供目的のソフトウェアで、特定顧客との契約に基づく、データ通信サービス用ソフトウェアについては、当該契約に基づく料金支払期間にわたって均等償却しております。

4　繰延資産の処理方法

社債発行費については、発生時に全額費用として処理しております。

5　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（差益5,975百万円）については、15年定額償却（退職給付費用から控除）を行っております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理することとしております。

（追加情報）

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年９月１日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。

当期末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は13,670百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当期末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－２項を適用した場合に生じる損益の見込額は15,399百万円であります。

(3) 役員退職慰労金引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

なお、役員退職慰労金引当金は、旧商法施行規則43条に規定する引当金であります。

6 リース取引の処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を採用しております。また、金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。

8 その他

消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しております。

・重要な会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会　平成14年８月９日)) 及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第６号平成15年10月31日) を適用しております。これによる影響は軽微であります。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

・貸借対照表の注記

1	関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。	
	短期金銭債権	18,047百万円
	短期金銭債務	59,835百万円
2	有形固定資産の減価償却累計額	502,082百万円
3	担保に供している資産	365百万円
4	保証債務	2,654百万円
5	社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	80,000百万円
6	旧商法施行規則124条第３号に規定する純資産額	2,374百万円

・損益計算書の注記

1	関係会社に対する取引高は次のとおりであります。	
	営 業 収 益	20,754百万円
	営 業 費 用	202,497百万円
	上記以外の取引高	3,723百万円
2	１株当たりの当期純利益	8,998円82銭

利　益　処　分　案

(単位：円)

科　　目	金　　額
当　期　未　処　分　利　益	27,299,956,950
プログラム等準備金取崩高	926,718,750
特定情報機器特別償却準備金取崩高	53,717,914
開発研究用設備特別償却準備金取崩高	23,307,035
合　　計	28,303,700,649
これを次のとおり処分します。	
配　当　金 (１株につき1,500円)	4,207,500,000
役　員　賞　与　金 (うち監査役分)	72,613,610 (15,520,000)
開発研究用設備特別償却準備金	25,246,943
別　途　積　立　金	12,000,000,000
次　期　繰　越　利　益	11,998,340,096

(注) 1. 平成17年12月９日に4,207,500,000円（１株につき1,500円）の中間配当を実施いたしました。

2. プログラム等準備金及び特定情報機器特別償却準備金並びに開発研究用設備特別償却準備金は租税特別措置法に基づく準備金であります。なお、税効果会計の適用により、税効果相当額を控除した純額を計上しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年５月９日

株式会社エヌ･ティ･ティ･データ
　取締役会御中

中央青山監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　木　下　俊　男　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　並　木　健　治　㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第２条第１項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第18期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1)　貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

(2)　営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3)　利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4)　附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成17年４月１日から平成18年３月31日までの第18期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

２．監査の結果

(1)　会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(2)　営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
(3)　利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
(4)　附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
(5)　取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成18年５月10日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
監査役会

常勤監査役　松本利太郎　㊞
常勤監査役　芳賀光雄　㊞
常勤監査役　若山彰　㊞
監査役　本合紘　㊞

(注) 監査役のうち松本利太郎、芳賀光雄及び本合紘は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）」第18条第１項に定める社外監査役であります。

以　上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

2,804,803個

2. 議案及び参考事項

第１号議案　第18期利益処分案承認の件

当期の利益処分は、添付書類（41頁）に記載のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期末の配当金は、１株につき、配当1,500円とさせていただきたいと存じます。

これにより、既にお支払いしております中間配当金1,500円を含めました当期の年間配当金は、１株につき3,000円となります。

役員賞与金につきましては、当期の業績等を勘案し当期在任の取締役23名及び監査役５名に対し、役員賞与金72百万円（うち監査役賞与分15百万円）を支給いたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）の施行等に伴い、定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

(1) 多様化する事業領域に柔軟に対応できるようにするため、事業目的に「その他商業全般」を追加するものであります。（第２条第14号）

(2) 会社が設置する機関を定款で定めることが必要となるため、当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する旨の規定を新設するとともに、株券を発行する場合についても定款の定めが必要となるため、株券を発行する旨の規定を新設するものであります。（第５条、第７条）

(3) 株主総会参考書類等をインターネットを利用す

る方法で開示することで株主の皆様に対して提供したものとみなすことが認められたため、規定を新設するものであります。（第13条）

(4) 取締役会の機動的な運営を可能とするため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことができる旨の規定を新設するものであります。（第21条第６項）

(5) 取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除すること、並びに社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。（第22条、第29条）

なお、第22条の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

(6) その他、会社法の施行に伴い不要となる規定及び字句の加除・修正を行うとともに、用語及び引用条文について所要の変更を行い、あわせて条数の整理を行うものであります。（第６条、第８条～第12条、第14条～第21条、第23条～第28条、第30条～第32条）

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １　電気通信事業 ２　データ通信システムの開発及び保守の受託、販売並びに賃貸 ３　データ通信システムに係るソフトウェア又は装置の開発及び保守の受託、販売並びに賃貸 ４　データ通信システムに係る建設工事並びにその他の建築工事及び設備工事の請負 ５　インターネット、ケーブルテレビ、通信衛星等のネットワークを利用した情報処理、情報仲介及び情報提供業務並びに商取引及び決済処理業務 ６　マルチメディア関連の音声、映像、データ等のコンテンツの制作及び販売 ７　経理事務、給与計算、各種保険手続等企業の各種事務処理の代行 ８　著作権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介 ９　広告宣伝に係る広告媒体の開発及び販売並びに広告代理店業 10　不動産の賃貸、仲介、保有及び管理 11　労働者派遣事業 12　損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 13　前各号に関する企画、調査、研究、研修及びコンサルティングの受託 14　その他前各号に関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １ 〳　　（現行のとおり） 13

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、1,122万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1,122万株とする。
	（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（自己株式の取得） 第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
（株式取扱規則） 第７条　当会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、株券喪失登録、住所、印鑑等の届出その他株式及び端株に関する手続及びその手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第９条　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録、株券喪失登録、住所、印鑑等の届出その他株式及び新株予約権に関する手続及びその手数料並びに株主権の行使に関しては、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（基準日） 第８条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	（削　る） 第10条　削除
２　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者又は同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主、登録質権者又は端株主とする。	第11条　削除
（新　設）	（定時株主総会の基準日） 第12条　当会社は、毎年３月31日における株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（名義書換代理人） 第９条　当会社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 ２　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３　当会社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、株券喪失登録の手続その他株式及び端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。 ３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（招集） 第10条　（条文省略）	（招集） 第11条　（現行のとおり）
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（議長） 第11条　（条文省略）	（議長） 第14条　（現行のとおり）
（決議の方法） 第12条　株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　商法第343条第１項に定める決議の方法は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第309条第２項に定める決議の方法は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（議決権の代理行使） 第13条　株主又はその法定代理人は、当会社の株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。	（議決権の代理行使） 第16条　株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主１名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。また、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。
2　株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、株主総会毎にあらかじめ当会社に委任状を提出しなければならない。	2　（現行のとおり）
（株主総会の議事録） 第14条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに記名押印又は電子署名を行わなければならない。	（削　る）
（取締役の員数） 第15条　（条文省略）	（取締役の員数） 第17条　（現行のとおり）
（取締役の選任決議） 第16条　取締役の選任の決議は、株主総会において総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（取締役の選任決議） 第18条　取締役の選任の決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2　前項の選任決議は、累積投票によらない。	2　（現行のとおり）
（取締役の任期） 第17条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	2　補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（代表取締役等）	（代表取締役等）
第18条　当会社に、社長１名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選任する。	第20条　当会社に、社長１名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。
2　当会社には、取締役会の決議により、会長１名及び副社長執行役員若干名並びに常務執行役員及び執行役員を置くことができる。	2　（現行のとおり）
3　社長は、会社を代表する。	3　（現行のとおり）
4　社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選任することができる。	4　社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。
5　社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。	5　（現行のとおり）
6　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がその職務を行う。	6　（現行のとおり）
（取締役会）	（取締役会）
第19条　取締役会は、社長が招集し、その議長となる。	第21条　（現行のとおり）
2　会長を取締役の中から選任した場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるときは、この限りではない。	2　会長を取締役の中から選定した場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるときは、この限りではない。
3　社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。	3　（現行のとおり）
4　取締役会を招集するには、会日より３日前に、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。	4　（現行のとおり）
5　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。	5　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　設）	6　前項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

現　行　定　款	変　更　定　款　案
6　取締役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。	7　　（現行のとおり）
	（取締役の責任免除） 第22条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新　設）	
（相談役及び顧問） 第20条　（条文省略）	（相談役及び顧問） 第23条　（現行のとおり）
（監査役の員数） 第21条　（条文省略）	（監査役の員数） 第24条　（現行のとおり）
（監査役の選任決議） 第22条　監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（監査役の選任決議） 第25条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第23条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。	（監査役の任期） 第26条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
（常勤監査役） 第24条　監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。	（常勤監査役） 第27条　監査役会は、その決議により常勤監査役若干名を定める。
（監査役会） 第25条　（条文省略）	（監査役会） 第28条　（現行のとおり）

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（新　設）	（監査役の責任免除） 第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（営業年度） 第26条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、営業年度末を決算期とする。	（事業年度） 第30条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
（利益配当金） 第27条　利益配当金は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。	（剰余金の配当等） 第31条　当会社は、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
２　前項の利益配当金については、株主又は端株主が受領遅滞の日から起算して３年以内に受領しないときは、当会社は、支払の義務を免れる。	２　前項の剰余金の配当については、株主が受領遅滞の日から起算して３年以内に受領しないときは、当会社は、支払の義務を免れる。
３　利益配当金には、前項の期間であっても、利息を付さない。	３　剰余金の配当には、前項の期間であっても、利息を付さない。
（中間配当金） 第28条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して商法第293条ノ５の規定による金銭の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。	（中間配当） 第32条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第５項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。
２　前条第２項及び第３項の規定は、中間配当金に準用する。	２　前条第２項及び第３項の規定は、中間配当に準用する。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役芳賀光雄氏及び同　本合紘氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますことに伴い、その補欠として監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社の株式の数
1	宮崎元胤 (昭和21年10月23日生)	昭和44年４月　日本電信電話公社入社 平成８年６月　日本電信電話株式会社理事　総務部長 平成11年１月　同社　理事　福岡支店長 平成11年７月　西日本電信電話株式会社　取締役　福岡支店長 平成14年５月　株式会社エヌ・ティ・ティ　マーケティング　アクト　代表取締役社長 (現在に至る)	－
2	三輪佳生 (昭和15年2月11日生)	昭和38年４月　日本電信電話公社入社 平成７年６月　株式会社エヌ・ティ・ティ・テレカ　代表取締役社長 平成12年６月　ジェイサット株式会社代表取締役副社長 平成14年６月　同社　代表取締役ＣＡＯ 平成15年６月　日本電信電話株式会社常勤監査役 平成17年６月　同社　監査役 (現在に至る)	2株

(注)　宮崎元胤氏及び三輪佳生氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役の候補であります。

第４号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈及び退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって辞任いたします監査役芳賀光雄氏及び本合紘氏の２氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準により、相当の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体

的金額、時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、当社は、本総会の終結の時をもって、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金制度を廃止することを平成18年５月10日開催の取締役会において決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役浜口友一氏、同　山下徹氏、同　小南俊一氏、同　宇治則孝氏、同　井上裕生氏及び同　榎本隆氏並びに在任中の監査役松本利太郎氏及び同　若山彰氏の８氏に対し、本総会終結の時までの在任期間をもとに、それぞれ当社所定の基準により、相当の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、また、監査役については監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。

退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
芳賀　光雄	平成15年６月　当社　常勤監査役 (現在に至る)
本合　紘	平成10年６月　当社　常勤監査役 平成17年６月　当社　監査役 (現在に至る)

在任中の取締役及び監査役の各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴	
浜　口　友　一	平成７年６月	当社　取締役　産業システム事業本部　第一産業システム事業部長
	平成８年７月	当社　取締役　経営企画部長
	平成９年６月	当社　常務取締役　公共システム事業本部長
	平成11年６月	当社　常務取締役　公共システム事業本部長　公共システム事業本部　第一公共システム事業部長兼務
	平成11年９月	当社　常務取締役　公共システム事業本部長
	平成13年６月	当社　代表取締役副社長
	平成14年６月	当社　代表取締役副社長　技術開発本部長　技術開発本部企画部長兼務
	平成14年７月	当社　代表取締役副社長　技術開発本部長
	平成15年６月	当社　代表取締役社長
		(現在に至る)
山　下　　徹	平成11年６月	当社　取締役　産業システム事業本部　産業営業本部長　産業システム事業本部　第一産業システム事業部長兼務　産業システム事業本部　第二産業システム事業部長兼務
	平成11年７月	当社　取締役　産業システム事業本部　産業営業本部長　産業システム事業本部　第一産業システム事業部長兼務
	平成12年２月	当社　取締役　産業システム事業本部　産業営業本部長
	平成12年９月	当社　取締役　ビジネス企画開発本部　ＩＴビジネスパートナー本部長
	平成13年１月	当社　取締役
	平成13年６月	当社　取締役　ビジネス企画開発本部長
	平成14年４月	当社　取締役　ビジネス開発事業本部長
	平成15年６月	当社　常務取締役　ビジネス開発事業本部長
	平成16年５月	当社　常務取締役　経営企画部長　情報戦略部長兼務
	平成16年７月	当社　常務取締役　経営企画部長
	平成17年６月	当社　取締役常務執行役員
	平成17年６月	当社　代表取締役副社長執行役員
		(現在に至る)

氏　　名	略　　歴	
小　南　俊　一	平成11年６月	当社　取締役　九州支社長
	平成11年７月	当社　取締役　公共システム事業本部　公共営業本部長
	平成12年６月	当社　取締役　金融システム事業本部長
	平成14年４月	当社　取締役　金融システム事業本部長　金融ビジネス事業本部長兼務
	平成15年６月	当社　常務取締役　金融システム事業本部長　金融ビジネス事業本部長兼務
	平成17年６月	当社　取締役常務執行役員
	平成17年６月	当社　代表取締役副社長執行役員
		(現在に至る)
宇　治　則　孝	平成11年６月	当社　取締役　新世代情報サービス事業本部長
	平成12年９月	当社　取締役　経営企画部長
	平成13年６月	当社　取締役　産業システム事業本部長　産業システム事業本部　産業ビジネス推進本部長兼務
	平成14年４月	当社　取締役　法人ビジネス事業本部長
	平成15年６月	当社　常務取締役　法人システム事業本部長　法人ビジネス事業本部長兼務
	平成17年６月	当社　取締役常務執行役員
	平成17年６月	当社　代表取締役常務執行役員
		(現在に至る)
井　上　裕　生	平成14年６月	当社　取締役
	平成14年10月	当社　取締役　財務部　アカウンティングセンタ所長
	平成15年６月	当社　取締役　財務部長　財務部　アカウンティングセンタ所長兼務
	平成17年６月	当社　取締役執行役員　総務部長
	平成17年６月	当社　取締役常務執行役員　総務部長
		(現在に至る)
榎　本　　隆	平成15年６月	当社　取締役　人事部長
	平成16年12月	当社　取締役　人事部長　購買部長兼務
	平成17年４月	当社　取締役　人事部長
	平成17年６月	当社　取締役執行役員　経営企画部長　国際事業推進本部長兼務　グループ事業推進部長兼務
		(現在に至る)

氏　　名	略　　歴
松　本　利太郎	平成13年６月　当社　常勤監査役 (現在に至る)
若　山　　彰	平成17年６月　当社　常勤監査役 (現在に至る)

第５号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は平成17年６月23日開催の第17回定時株主総会において月額3,000万円以内、監査役の報酬額は平成７年６月27日開催の第７回定時株主総会において月額750万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金制度の廃止、並びに会社法の施行等により賞与を利益処分としての支給から今後は報酬額内で支給することなどを考慮し、取締役の報酬額を年額５億8,000万円以内、監査役の報酬額を年額１億5,000万円以内に改定をお願いいたしたいと存じます。

現在の取締役は７名、監査役は４名であり、第３号議案が可決された場合も同様となります。

以　上

(インターネットによる議決権の行使のご案内)

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト、
http://www.webdk.net
をご利用いただくことによってのみ可能です。
なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙（又は招集メール）に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。

3．インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成18年６月21日（水曜日））の24時まで受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

4．インターネットにより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．インターネットにより、複数回数、又は、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

6．プロバイダのダイヤルアップ接続をご利用の場合、議決権行使サイトをご利用いただくためには、プロバイダへのダイヤルアップ接続料金（無料の場合もあります。）及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要になりますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

①インターネットにアクセスできること。

②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上又はNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)

(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人　住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】　0120-186-417 (24時間受付)

＜住所変更等用紙の請求＞0120-175-417 (24時間受付)

＜その他の照会＞　0120-176-417 (平日9:00～17:00)

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

(会　　場) 東京都江東区東陽六丁目３番３号
ホテル　イースト21東京
１階　イースト21ホール

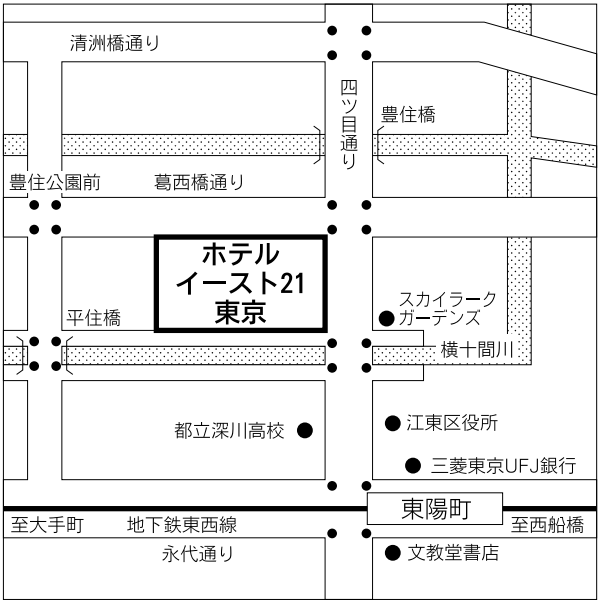

(交　　通) 東京メトロ東西線　東陽町駅下車
１番出口　徒歩約７分

お願い：お車でのご来場はご遠慮願います。

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています